

○第147回農薬専門調査会幹事会（公開）

日時：平成29年4月21日（金）14：00～15：48

議事概要：

（１）農薬及び添加物（プロピコナゾール）の食品健康影響評価について

・審議の結果、プロピコナゾールの一日摂取許容量（ADI）を0.019 mg/kg体重／日、急性参照用量（ARfD）を0.3 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺菌剤で、大麦、小麦等に使用します。今回、畜産物への基準設定要請がされています。併せて、防かび目的で収穫後の農作物への使用も見込まれることから、添加物としての指定要請がされています。

（２）農薬（ジクロルプロップ）の食品健康影響評価について

・審議の結果、ジクロルプロップの一日摂取許容量（ADI）を0.036 mg/kg体重／日、急性参照用量（ARfD）を0.3 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*植物成長調整剤で、りんご及びなしに使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（３）農薬（デスメディファム）の食品健康影響評価について

・審議の結果、デスメディファムの一日摂取許容量（ADI）を0.032 mg/kg体重／日、急性参照用量（ARfD）を0.9 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*除草剤で、てんさいに使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（４）農薬（フェニトロチオン）の食品健康影響評価について

・審議の結果、フェニトロチオンの一日摂取許容量（ADI）を0.0049 mg/kg体重／日、急性参照用量（ARfD）を0.036 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺虫剤で、大豆、ばれいしょ等に使用します。動物用医薬品としても用いられます。今回、ねぎ、トマト等への適用拡大申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（５）農薬（フェンブコナゾール）の食品健康影響評価について

・審議の結果、フェンブコナゾールの一日摂取許容量（ADI）を0.03 mg/kg体重／日、急性参照用量（ARfD）を0.3 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の

上、食品安全委員会に報告することとなった。

* 殺菌剤で、りんご、なし等に使用します。今回、ブルーベリーへの適用拡大申請がされています。

(6) 2, 4-Dの食品健康影響評価に関する審議結果(案)についての意見・情報の募集結果について

・寄せられた意見について検討した結果、意見に対する回答(案)が了承され、食品安全委員会に報告することとなった。

* 除草剤で、水稻、さとうきび等に使用します。今回、さとうきびへの適用拡大及びインポートトレランス申請(カカオ豆及び綿実)がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。また、飼料中の残留基準の設定が要請されています。

(7) その他

・食品健康影響評価について調査審議する評価部会が以下のとおり指定された。

① トリフルメゾピリム

・評価第三部会において調査審議することとなった。

* 殺虫剤で、今回、水稻への新規登録申請がされています。